

平成26年4月23日

各 位

更生会社TFK株式会社
管財人 小 畑 英 一

訴訟の判決に関するお知らせ

国に対して総額2374億6470万6270円の法人税の還付を求めて提起した更正すべき理由がない旨の通知処分の取消等請求事件の控訴審（詳細は、平成25年11月13日付「控訴の提起に関するお知らせ」に記載のとおり）において、下記のとおり判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1 判決言渡しのあった裁判所及び年月日

- ・東京高等裁判所
- ・平成26年4月23日

2 判決の概要

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

3 今後の見通し

本判決に対する上告の提起など、今後の対応につきましては、只今検討中であり、改めてご報告いたします。

以 上